

第 5 1 号議案

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担
に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担
に関する条例の一部を改正する条例

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に
関する条例（平成 2 7 年足立区条例第 3 7 号）の一部を次のように改正す
る。

第 5 条第 1 項第 2 号中「。ただし、別表第 4 B の項中「 9 , 0 0 0 円」とあるのは「 0 円」と、「 6 , 0 0 0 円」とあるのは「 0 円」とする。」を削り、同条第 2 項ただし書中「別表第 1 B の項中「 3 , 6 0 0 円」とあるのは「 0 円」と、「 3 , 5 0 0 円」とあるのは「 0 円」と、同表 D 4 の項」を「別表第 1 D 4 の項」に、「別表第 2 B の項中「 3 , 2 0 0 円」とあるのは「 0 円」と、「 3 , 1 0 0 円」とあるのは「 0 円」と、同表 D 5 の項」を「別表第 2 D 5 の項」に、「別表第 3 B の項中「 2 , 6 0 0 円」とあるのは「 0 円」と、別表第 4 B の項中「 9 , 0 0 0 円」とあるのは「 0 円」と、「 6 , 0 0 0 円」とあるのは「 0 円」と、同表 D 2 の項」を「別表第 4 D 2 の項」に改める。

第 6 条第 2 項ただし書中「別表第 5 B の項中「 3 , 0 0 0 円」とあるのは「 0 円」と、別表第 6 B の項中「 3 , 0 0 0 円」とあるのは「 0 円」と、同表 C 1 の項」を「別表第 6 C 1 の項」に改める。

別表第 1 B の項中「 3 , 6 0 0 円」を「 0 円」に、「 3 , 5 0 0 円」を「 0 円」に改め、同表 C の項中「 6 , 7 0 0 円」を「 0 円」に、「 6 , 6 0 0 円」を「 0 円」に、「 6 , 1 0 0 円」を「 0 円」に、「 6 , 0 0

0円」を「0円」に改める。

別表第2Bの項中「3,200円」を「0円」に、「3,100円」を「0円」に改め、同表Cの項中「6,000円」を「0円」に、「5,900円」を「0円」に、「5,500円」を「0円」に、「5,400円」を「0円」に改める。

別表第3Bの項中「2,600円」を「0円」に改め、同表Cの項中「4,800円」を「0円」に、「4,700円」を「0円」に、「4,400円」を「0円」に、「4,300円」を「0円」に改める。

別表第4Bの項中「9,000円」を「0円」に、「6,000円」を「0円」に改め、同表Cの項中「11,100円」を「0円」に、「10,900円」を「0円」に、「8,100円」を「0円」に、「8,000円」を「0円」に改める。

別表第5Bの項中「3,000円」を「0円」に改める。

別表第7B階層の項中「B階層」を「B階層及びC階層」に改め、同表C階層及びD階層第1階層から第14階層までの階層に属する世帯の項中「C階層及び」を削る。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の規定は、平成30年4月分以後の利用者負担額について適用し、平成30年3月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。

(提案理由)

低所得者層に係る利用者負担額を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。